主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいうが、少年保護処分の決定に対する再審申立を許す か否か、また保護処分取消の申立権を認めるか否かは、もつぱら立法政策の問題で あつて、憲法適否の問題ではないから、所論は前提を欠き、刑訴法四三三条の抗告 理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五五年六月三〇日

最高裁判所第一小法廷

里	萬	崎	藤	裁判長裁判官
光	重	藤	ব	裁判官
亨		Щ	本	裁判官
朗	治	村	中	裁判官
孝	正		谷	裁判官